

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
北神2系統化事業用地取得に係る分筆登記業務	令和5年9月1日	(株)トクナガエンジニアリング	1,839,200	委託先候補事業者は、令和4年度に配水課が発注した「北神2系統化事業の管路設計業務」を受託し、その業務で必要となる地番割込み図・取得予定土地図案の作成を行っていることから、本業務にかかる工程を大幅に減らすことができることから、より安価に遂行できる。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	水道局経営企画課 (TEL:078-381-7836)
神戸市水道局ホームページ保守運営・企画広報業務	令和5年4月7日	株式会社イディー	3,300,000	ホームページのリニューアル、および令和3・4年度の保守運営・企画広報業務を委託した業者に令和5年度も引き続き委託することで、ホームページ運営を滞りなく行うことができ、また現在のビジュアルを保ったままページ更新・新規作成を行うことができるため。 当該業者は、サイトの構造やシステムを熟知しており迅速かつ柔軟な対応が可能である。令和5年度は、審議会で議論した内容を速やかに掲載するとともに、経営状況の発信に関する新規ページやイラストの作成を増やす予定であり、現ページとの統一感を図り、市民にとってわかりやすいホームページを実現するためには、当該業者しか対応できない（※図表やイラストは当該業者に所属するデザイナーが作成）。 過去2年間は、ホームページ運営をしっかりと実施し、特に、キッズページ内のコンテンツについて積極的に企画提案し内容の充実を図ってきたことに加え、事故時のお知らせページを追加した際には迅速な対応もみられ、常に、ホームページ閲覧者の目線で、わかりやすい図表やイラストを作成するなど、十分に評価できる実績である。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	水道局経営企画課 (TEL:078-381-7443)
令和5年度 財務会計システム保守運用業務	令和5年4月1日	富士通Japan 株式会社 兵庫支社	8,164,200	情報処理システムの保守運用業務であり、開発業者及び当該業者から技術指導を受けた者でないと維持管理（保守、運用支援等）ができず、履行可能な者が1者に特定されるため。	水道局経営企画課DX担当 (TEL:078-381-8649)
財務会計システムインボイス制度対応に係るプログラム改修・適用業務	令和5年4月1日	富士通Japan 株式会社 兵庫支社	11,924,000	契約の相手方は、本件業務の対象である財務会計システムを設計・開発した業者であり、パッケージソフトウェアに関することも含めて履行に必要な専門知識を有している。 本件業務は、情報処理システムの改修業務であり、本システムの内容を熟知した開発業者及び当該業者から技術指導を受けた者でなければ、改修目的の達成に必要なプログラム改修作業およびシステム本番環境への適用作業を行うことができず、履行可能な者が上記業者に特定されるため。	水道局経営企画課DX担当 (TEL:078-381-8649)

委託契約における特命随意契約の結果について

コンビニエンスストア収納事務	令和5年4月1日	(株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブンイレブン・ジャパン 山崎製パン(株) (株)しんきん情報サービス	(支出予定額) 61,188,000	お客さまの利便性を考慮し、神戸市内に広く店舗展開しているコンビニエンスストアを選定するため。また、既に局の電子計算機処理システムとの連携を行ってきており、継続してお客さまサービスを提供するとともに、指定納付受託者としての要件も満たしている事業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局営業課 (Tel:078-797-5555)
水道事業に係る収納データ作成等委託	令和5年4月1日	(株)さくらケーシーエス	(支出予定額) 7,662,600	指定金融機関である三井住友銀行系列情報システム会社のさくらケーシーエス以外に、系列グループ会社においても同様の業務が可能な会社はないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局営業課 (Tel:078-797-5555)
上下水道料金等口座振替伝送委託	令和5年4月1日	(株)さくらケーシーエス	(支出予定額) 5,993,000	確実に口座振替依頼を可能にするため、指定金融機関である三井住友銀行系列情報システム会社のさくらケーシーエスが、当該業務にかかるシステムを改修・構築しており、同社以外に当該業務が可能な会社はないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局営業課 (Tel:078-797-5555)
指定納付受託者による水道料金等のクレジットカード決済に係る納付業務	令和5年4月1日	三井住友カード(株) (株)ジェーシービー (株)クレディセゾン イオンクレジットサービス(株) (株)ジャックス	(支出予定額) 51,802,000	当該業者は、地方自治法等で定める指定納付受託者の要件を満たす業者であり、指定代理納付制度時代からの実績もある。また、平成23年度の業務開始以後、当該業者のほかに当初の公募条件を満たす内容で本業務への新たな参入希望がなく、上記要件等を満たす業者は当該業者しかないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局営業課 (Tel:078-797-5555)
インターネット口座振替契約受付サービスの取扱業務	令和5年4月1日	(株)三井住友銀行	(支出予定額) 1,100,000 220円/件	Web 口座振替契約受付サービスを利用する際は金融機関との契約が必須となり、特定の金融機関と契約しなければ本サービスが利用できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局営業課 (Tel:078-797-5555)
水道料金等のWeb口座振替受付サービス業務	令和5年4月1日	ヤマトシステム開発(株)	(支出予定額) 1,320,000	地方公共団体に向けた総合行政ネットワーク (LGWAN) を活用したネットワーク口座振替受付サービス (ネット口座振替受付ゲートウェイ) を利用したサービスはヤマトシステム開発(株)しか対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局営業課 (Tel:078-797-5555)
水道局お客様サポートシステム機能拡張 (適格請求書等発行機能) 業務	令和5年4月1日	(株)第一コンピュータリソース	49,830,000	当該業者は、当該システムを設計・開発を実施しており、システム内容を熟知している。本業務は、営業オンラインシステムから連携されたデータをお客様サポートシステムのお客様サポート機能からダウンロードし電子交付する業務であるが、業務の履行にあたっては、システム内容を熟知し、サポートが可能な業者でないと構築することが困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局営業課 (Tel:078-797-5555)

委託契約における特命随意契約の結果について

営業オンラインシステムシステム保守業務（財務会計連携・未納ハンディ機器更新）	令和5年5月11日	日本電気㈱	15,312,000	<p>当該業者は、当該システムを設計・開発するとともに、これまで保守業務を受託してきており、システム内容を熟知している。</p> <p>また、当該システムの著作権を本市以外に有している唯一の業者であることから、サポートが可能な業者は当該業者以外に無いため。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）</p>	水道局営業課 （Tel:078-797-5555）
神戸市水道局営業オンラインシステム再構築に伴う調査検討支援業務	令和5年9月6日	日本電気㈱	10,807,500	<p>当該業者は、当該システムを設計・開発するとともに、これまで保守業務を受託してきており、システム内容を熟知している。</p> <p>また、当該システムの著作権を本市以外に有している唯一の業者であることから、支援可能な業者は当該業者以外に無いため。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）</p>	水道局営業課 （Tel:078-797-5555）
営業オンラインシステムシステム保守業務（精算請求の自動化）	令和5年9月8日	日本電気㈱	46,992,000	<p>当該業者は、当該システムを設計・開発するとともに、これまで保守業務を受託してきており、システム内容を熟知している。</p> <p>また、当該システムの著作権を本市以外に有している唯一の業者であることから、サポートが可能な業者は当該業者以外に無いため。</p> <p>（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）</p>	水道局営業課 （Tel:078-797-5555）
水道施設場内防草対策工事監理等業務	令和5年4月1日	（一財）神戸市水道サービス公社	67,100,000	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は公共工事の発注事務等を含むため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。 ・配水場等水道施設内の工事のため、埋設管や構造物、電気設備等を損傷することのないよう、適切な工事監理が必要であり、本市の水道事業や水道施設に対する深い理解を要する。 <p>（根拠法令）地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当</p>	水道局技術企画課 （Tel:078-381-9586）
有野低区配水池機械警備復旧作業	令和5年10月4日	総合警備保障株式会社神戸支社	1,609,300	<p>本作業は、機械警備を委託している総合警備保障株式会社にて警備を継続しておこない、作業後の警備責任を引き続き負っていく必要があるため</p> <p>当施設の機械警備に関する技術・知識を持ち、確実に業務を履行できるのは下記選定業者以外にはいない。</p> <p>（根拠法令）地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当</p>	水道局技術企画課 （Tel:078-381-9586）
産業廃棄物埋立処分業務	令和5年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター	11,110円/t （予定数量210t）	<p>委託予定先は広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された団体であり、大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、廃棄物の処分を行っている。</p> <p>本市についても、同センターとの間で締結した基本協定書（昭和60年4月1日付け）において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託すると規定しており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外にないため。</p> <p>（根拠法令）地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当</p>	水道局技術企画課 （Tel:078-381-9586）

委託契約における特命随意契約の結果について

水道施設場内管理監理業務	令和5年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	15,478,100	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務には、配水場等の水道の重要施設内での作業を含み、不衛生行為の禁止やセキュリティの確保といった水道法等の関係法令、及び本市水道施設への理解が必須となり、一定の専門性が求められる。 ・本業務は、予算や執行状況を考慮し、地域住民からの要望と局の所管事業所の意向を調整し、作業の実施時期や範囲を計画する必要がある、知識・経験が求められる。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号に該当	水道局技術企画課 (Tel:078-381-9586)
令和5年度第二神明道路内他残置管処理工事監理等業務	令和5年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	111,899,700	本業務は公共工事の発注事務等を含むため、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)第21条の規定条件を備えるものへ委託を要する。 交通量が多い、第二神明道路内の工事であり、現場制約が多い中での施工経験や大口径送水管の廃止処理に関する知識と専門性が必要である。また、供用中の管路を損傷すること無いよう適切な工事監理が求められることから、水道工事の技術に加え、本市水道施設の特徴を熟知している必要がある。 道路管理者など関係機関との協議や申請等を水道局に代わり円滑に進めることが求められる。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号に該当	水道局技術企画課 (Tel:078-381-9586)
各所水管橋塗替え工事監理等業務	令和5年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	92,950,000	<ul style="list-style-type: none"> ・業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。 ・優先的に塗装する水管橋の抽出など維持に係る方針の検討や工事場所選定を含む業務であり、また、施工に際しては、水道施設の塗装に係る独自規格である WSP-009 に基づいた指導を要するなど、神戸市の水道事業や水道施設の特徴に深い理解を要する。 ・以上より、工事発注に伴う積算技術や入札方法について公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条の規程条件を備え、且つ水道施設管理に係る業務に関して高い専門知識を有するものへの委託が必要なため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課 (Tel:078-958-7688)
管路情報管理システム整備業務及び給水設計台帳システム保守業務	令和5年4月1日	コンピューターシステム株式会社	31,900,000	当該システムは、ドコモシステムズ株が開発(神戸市仕様(カスタマイズ含む))し、令和2年4月1日から当該委託先に権利譲渡が行われたため、現在、システムのアップデート等の作業を行うことができる唯一の者であり、競争入札に適さないため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局北部水道管理事務所 (Tel:078-582-3675)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>給・配水管路情報データ提供業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>6,831,000</p>	<p>・本業務では、市内全域の給・配水管路情報や利用登録者の情報等を取り扱い、また、情報提供時の市民からの質問等にはきめ細やかな対応をしなければならないことから、情報管理の徹底と神戸の水道事業に対する深い理解の双方を要する。 ・業務に利用する閲覧機器は、本市の管路情報システムに接続するため、本市のシステムや情報セキュリティに対する高い理解を要する。 ・加えて、インターネット閲覧システムは水道サービス公社の HP 上で稼働するシステムである。 ・このことから、本業務は情報管理体制の徹底が担保され、且つ神戸の水道事業や管路情報システムに精通するとともに、インターネット閲覧システムの操作、メンテナンスが可能なものに委託する必要があるため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (Tel:078-958-7688)</p>
<p>水道施設維持管理業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>80,256,000</p>	<p>・本業務は配水場等の重要施設内での作業を含んでおり、本市水道施設の構造（施設基準、構造及び材質、関連指針）や水道法など関係法令への理解が求められる。 ・また、漏水調査には、本市の漏水調査の方針や計画立案等に精通したうえで、管路の状況に応じた最適な各種調査方法の選定等、専門性が必要とされる。 ・このため委託先候補には、本市の水道施設管理に係る業務や漏水調査業務の双方に関して水道局職員と同等の高い経験と理解が必要であると同時に、一連の業務を期間通じて効率的、且つ安定して運営できる体制を有することも必要となる。 ・加えて、業務には本市の水道施設の維持管理に係る今後の在り方など、政策立案に影響する業務を含むため、公平中立な業務執行が期待できる機関への委託が必要である。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (Tel:078-958-7688)</p>
<p>令和5年度神戸市水道システム再構築計画立案システムサポート及び水理解析業務</p>	<p>令和5年6月1日</p>	<p>株式会社管総研</p>	<p>6,699,000</p>	<p>現在、使用している P-DES は、水道局と管総研が共同開発したシステムである。本業務を遂行するためには、①当該システム全体の状況を把握し遠隔に運用できること、②データ構造等に精通し不具合への対応など円滑に遂行できること、などが挙げられる。これらの要件を満たしている唯一の者である。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (Tel:078-958-7688)</p>
<p>期間満了メーター取替等業務（大口径）</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>64,898,900</p>	<p>大口径のメーター取替は局に代わりバルブ操作を行うために赤水発生の恐れがあり、豊富な経験が必要である。 また、作業計画の立案、作業の進捗管理、水道メーターの不具合対応など専門性が高い内容をお客さまへ分かりやすく説明を行うなど、高い公共性と水道事業に関する理解が求められる。 したがって、本業務の施行に不可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にあり、確実に業務を履行できるのは当該委託先以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (Tel:078-958-7688)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>メーター管理及び給配水資材等管理業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>66,990,000</p>	<p>・本業務の施行には、水道メーターや給配水資材など水道局の資産を管理するため、営業オンライン端末や財務会計端末（市外部には新たに設置できない）等を取り扱うことや、水道局に代わって水道料金徴収の基礎となる水道メーターの不具合対応など専門性が高い内容をお客さまへ分かりやすく説明を行うなど、高い公共性と水道事業に関する理解が求められる。したがって、本業務の施行に不可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にある当該委託先以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL:078-958-7688)</p>
<p>神戸市工業用水道における令和5年度水道メーター更新監理業務及び令和6年度メーター更新箇所調査業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>総額5,867,400円単価契約 新規ユーザー向けメーター等設置管理業務1箇所につき482,900円 故障メーターの取替等管理業務1箇所につき482,900円</p>	<p>メーター取替時は、バルブ操作を行う必要があり、赤水発生の恐れがあるため操作には豊富な経験とノウハウが必要である。また、局に代わり作業計画の立案、作業の進捗管理、苦情要望対応など特に丁寧なユーザー対応が求められる。したがって、本業務の施行に必要不可欠な工業用水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有し、確実に業務を履行できるのは、当該委託先以外にないため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL:078-958-7688)</p>
<p>工業用水道 水量遠隔監視システム・メインサーバー運用管理業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>株式会社KWS</p>	<p>月額433,950円</p>	<p>令和4年度に新たに調達したサーバー上にシステムを移行させ、令和5年度には順次IP-VPN に対応した通信機器に交換する計器盤改造を行うが、改造が完了するまでの間は新旧システムを稼働させる必要がある。そのため、水量遠隔監視システムの構造及びサーバーの運用について熟知している必要があり、確実に運用管理が行えるのは、システム開発者である当該委託先以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL:078-958-7688)</p>
<p>神戸市工業用水道 令和5年度計器盤保守点検業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>株式会社KWS</p>	<p>6,935,500</p>	<p>本業務は、工業用水道の使用水量を計測する計器盤の保守点検を行うもので、本市既設の計器盤の構造・機能を熟知している必要がある。特に計測に関する機能については本市独自のものであり、本市計器盤の構造・機能を熟知し本業務を確実に施工できる業者は当該委託先以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL:078-958-7688)</p>
<p>神戸市工業用水道における工業用水受付センター運営業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>①総額10,373,000円 ②単価契約 業務時間外出動1件につき80,839円</p>	<p>本業務は、ユーザーの企業情報である工業用水利用水量及び利用料金等の情報を収集し、営業オンライン端末等を扱う料金調定・請求に関する業務が含まれている。また、ユーザーからの問い合わせ内容によっては、現場へ出動し、水道局に代わりメーター、計器盤の確認や、水栓作業を行う必要がある。高い公共性や水道事業に関する理解が求められる。したがって、本業務の遂行に不可欠な要素を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にある当該委託先以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL:078-958-7688)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

令和5年度指定給水装置 工事事業者の更新に関する 業務委託	令和5年4月1日	(一財)神戸市水道 サービス公社	4,387,900	本業務の実施に当たり、水道法等の関係法令への理解等、一定の専門性が求められる。また、更新手続きに関する指定業者への指導に際し、水道局の代理として公平中立な立場で対応することが求められており、確実に本業務を履行できるのは当該委託先以外にないため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課 (Tel:078-958-7688)
工業用水道 水量遠隔監視 システム再構築・計器盤 改造業務	令和5年4月1日	株式会社KWS	28,160,000	本業務は、工業用水道の使用水量を計測する計器盤の改造及び遠隔監視システムに関するプログラム変更を行うもので、その構造・機能を熟知している必要がある。プログラム変更や計器盤改造に対応できる業者は、現行システムを開発した委託先候補以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課 (Tel:078-958-7688)
神戸市スマート申請にか かる水道局決済代行業務	令和5年4月1日	ソニーペイメント サービス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・決済サービス追加手数料11,000円 ・月額基本料3,300円 ・三者間決済サービス月額利用料(4月分)1,100円 ・非通過決済サービス月額利用料1,100円 ・毎月1決済あたり10円、取消若しくは金額変更等5円(単価に数量を乗じた額の10%の金額を加算) ・決済手数料率で算定した決済手数料 	本業務は、e-KOBE のクレジットカード決済を運用する決済代行会社と連携する必要があり、競争入札に適さないため。	水道局配水課 (Tel:078-958-7688)
会下山グラウンド・テニス コート市民開放業務	令和5年4月1日	(一財)神戸市水道 サービス公社	9,051,900	<p>本件のうち、特に抽選業務では抽選会の運営のみならず、抽選そのものに対する中立性、公平性が担保され、且つ利用者からの信頼を確保しなければならず、問い合わせへの対応では、市民開放に至るまでの経緯等も踏まえたうえでの適宜適切な判断・処理が求められる。</p> <p>また業務の履行場所は現在供用中の水道施設内にあり、水質の安全性確保や施設の保安上の配慮など、衛生上の必要な措置を講じなければならず、市民開放業務との兼ね合いにおいて、局との迅速かつ的確な調整が必要であり、必然的に局と同等の関係法令に対する知識や経験などを併せ持つことが求められる。</p> <p>上記により、本業務を確実に履行できる者は当該委託予定以外には無いため、随意契約をするものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	水道局 浄水統括事務所 (Tel:078-351-2414)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>住吉特1ポンプ場・天王谷高層配水池上屋他建築施設維持修繕工事設計・工事監理業務</p>	<p>令和5年4月11日</p>	<p>一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>18,148,900</p>	<p>・浄水場、配水場やポンプ場等の水道の重要施設内での工事を伴うため、水道法等の関係法令の理解や特別な専門性・安全確保などを要する。 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下品確法）第21条の規定によると、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとしている。今回、水道事業に特化した専門的知識のある外部組織の活用において、神戸市職員と同等の技術力、対応力を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる者に委託を実施することが求められる。 上記により、本業務を確実に履行できる者は当該委託予定以外には無いため、随意契約をするものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	<p>水道局 浄水統括事務所 (Tel:078-351-2414)</p>
<p>管路情報管理システム整備業務及び給水設計台帳システム保守業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>コンピューターシステム株式会社</p>	<p>31,900,000</p>	<p>当該システムは、ドコモシステムズ(株)が開発（神戸市仕様にカスタマイズ含む）し、令和2年4月1日から当該委託先に権利譲渡が行われたため、現在、システムのアップデート等の作業を行うことができる唯一の者であり、競争入札に適さないため。 (根拠法令)地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局北部水道管理事務所 (Tel:078-958-5290)</p>